

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
6月8日	1	実施要領7. 所要施設の（2）保育所の「ランチルーム」の利用者に想定はありますか？	ランチルームについては、保育所の入所者及び子育て交流広場の利用者が共有で使用することを想定しています。
	2	基本構想④施設整備の想定設備について、交流スペースは現在の交流広場と同等の面積と記載がありますが、この『同等程度の面積』は、実施要領7. 所要施設の（3）子育て交流広場における「交流広場」の『90㎡程度』と考えてよろしいでしょうか？	交流スペースについては、内容及び面積等については提案者任意としています。基本構想及び実施要領の内容を踏まえて提案してください。
	3	ランチタイムの考え方について、ランチスペースは0，1歳用、ランチルームは2～5歳が使用するものと考えてよろしいでしょうか。また、上記の場合、ランチルームは使用人数が想定されるとし、交代制になると考えてよろしいでしょうか。	ランチスペースは子育て交流広場の利用者が使用すること、ランチルームについては、保育所の入所者及び子育て交流広場の利用者が共有で使用することを想定しています。ランチルームの使用については、保育所の入所者が使用していない時に子育て交流広場の利用者が使用することを想定しています。
	4	現状の基山町立保育所の図面等の情報公開はありますか？	情報公開する予定はありません。
	5	実施要領7. 所要施設の（3）子育て交流広場における「会議室・活動スペース」の『屋内遊戯施設との併用可』とは、屋内遊戯室も会議室・活動スペースとして使用されるということでしょうか。または、会議室・活動スペースが屋内遊戯施設として使用されるということでしょうか。	実施要領7. 所要施設の（3）子育て交流広場における「会議室・活動スペース」は、屋内遊戯施設との併用可としています。併用した提案の場合は、会議室・活動スペースが屋内遊戯施設として併用できる提案も可能と理解し、提案を行ってください。